

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：金融庁

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	64.5%
全職員	74.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	74.7%
本省課室長相当職	93.0%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	93.3%
係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	73.6%
31～35年	84.7%
26～30年	92.9%
21～25年	86.1%
16～20年	87.2%
11～15年	95.0%
6～10年	93.2%
1～5年	83.6%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」の男女の差異は、女性の在職割合が、高位の職になるにつれ低くなること等が影響している。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には、賃金水準の異なる、弁護士等の特定任期付職員と非常勤職員が共に含まれており、下記のとおり、それぞれの男女人数比率が影響している。

任期の定めのない常勤職員 以外の職員内訳	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	男女比	
		男性割合	女性割合
①非常勤職員	105.2%	8.1%	26.1%
②任期付職員等	90.7%	49.4%	10.1%
③再任用職員	95.7%	5.7%	0.6%
合計	64.5%	63.2%	36.8%

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表1号俸から8号俸相当の職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。